

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

平成29年度 入札・契約制度の改正等について

平成29年度に高知市が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

(1) 予定価格の事前公表の見直しについて

(建設工事)

工種及び発注方法	現行	改正後
土木一式工事（一般）	予定価格事後公表の試行 （積算疑義申立手続）	⇒予定価格事後公表本格実施 （積算疑義申立手続）
土木系工事※（一般）	予定価格事前公表	⇒予定価格事後公表の試行 （積算疑義申立手続）

※ 土木系工事とは、水道施設工事、造園工事、舗装工事、橋梁塗装工事、道路照明設置工事等の高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事です。

（平成29年 4 月 1 日以降に公告するものから適用する。）

(建設工事に係る委託業務)

業務種別種及び発注方法	現行	改正後
全ての委託業務 （指名及び一般）	予定価格事前公表	⇒予定価格事後公表の試行

（平成29年 6 月 1 日以降に公告及び指名通知するものから適用する。）

(2) 建設工事等における社会保険等未加入業者への対応について

(受注者の配置技術者等について)

本市では、社会保険適用除外承認を受けている事業者や常用の労働者が 4 人以下の個人事業者を除く事業者は、入札参加資格申請において、事業者として社会保険に加入していることを資格要件としています。

しかし、一方で、労働者単位で見れば、現場ごとに事業所を転々とする技術者が多いことなどの背景もあり、長期間の雇用関係が見込まれないことや、労働者の自己都合等を理由に、受注者が適切な社会保険等に加入させないまま、現場代理人や技術者として配置する事例が見られるなど、建設工事に携わる労働者の福利厚生への妨げに繋がるおそれがあると懸念されます。

これらの状況に鑑み、社会保険適用事業者（社会保険強制適用事業者でない事業者が社会保険に任意加入している事業者も含む）が、公共工事等を受注した際に配置する現場代理人や技術者等については、個人として社会保険に加入していることを配置要件とします。

また、建設工事に係る委託業務に係る技術者等も同様の取扱いとします。

（平成29年 4 月 1 日以降に公告、指名通知及び見積依頼するものから適用する。）

(下請契約について)

下請契約の請負代金の合計が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）の建設工事において社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）の加入届出義務がありながら、届出をしていない建設業者（以下、「社会保険等未加入建設業者」という。）との一次下請を禁止します。

（平成29年 6 月 1 日以降に公告、指名通知及び見積依頼するものから適用する。）

(3) 建設工事及び建設工事に係る委託業務の最低制限価格算定方法の改正について

国土交通省の直轄工事等における低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの算定式の改定されたことに伴い、本市においても最低制限価格等の算定方法を改正します。

(平成29年4月1日以降に公告、指名通知するものから適用する。)

※ 詳細につきましては、別紙「建設工事の最低制限価格算定方法の改正について」及び「工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法の改正について」をご覧ください。

(4) 一般競争入札及び電子入札の拡大について

(建設工事)

拡大項目	現行	改正後 (H29. 9. 1~)
一般競争入札	土木一式・建築一式…2,000万円以上 電気・管・その他 …1,500万円以上	⇒1,000万円以上の全ての建設工事
電子入札	土木一式・建築一式…2,000万円以上 電気・管 …2,500万円以上 その他 …3,000万円以上	⇒1,000万円以上の全ての建設工事

(建設工事に係る委託業務)

拡大項目	現行	改正後 (H29. 9. 1~)
一般競争入札	1,000万円以上の委託業務※	変更なし
電子入札	—	⇒1,000万円以上の委託業務※で開始

※建築(設備)設計で1,000万円以上の基本・実施設計はプロポーザル方式での発注のため対象から除く。
(平成29年9月1日以降に公告するものから適用する。)

(5) 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置の継続

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、本市においては、平成25年12月18日(平成28年6月1日一部改正)から以下の暫定措置を実施しており、不調・不落の対策としています。

しかし、本市の建設業者を取り巻く技術者・作業員不足等の情勢に格段の変化がないことから、暫定措置を廃止することにより、不調・不落のリスクが高まるおそれがあるため、当面の間、暫定措置を継続します。

※ 暫定措置の詳細は、別添「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について(通知)」をご覧ください。

(6) 総合評価落札方式の評価項目及び評価基準

平成28年度からの評価項目及び評価基準内容の変更はありません。(対象期間の整理のみ行っています。)

以上

事務担当 高知市 総務部 契約課
高知市本町4丁目1番24号
Tel:088-823-9416 FAX:088-823-9496
E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp